

後志利別川と支流メッ川との合流点に知事が設置した標柱より上流のメッ川本支流

太櫓川河口に設置された標柱から上流の小川との合流点までの区域及び小川本支流の区域

- 凡例**
- 保護水面
 - 資源保護水面
 - 河口規制
 - 内水面区画漁業権
 - 遊漁規則
 - 振興局境界線

榎山管内さくらます船釣りライセンス制の概要
(海区委員会指示)

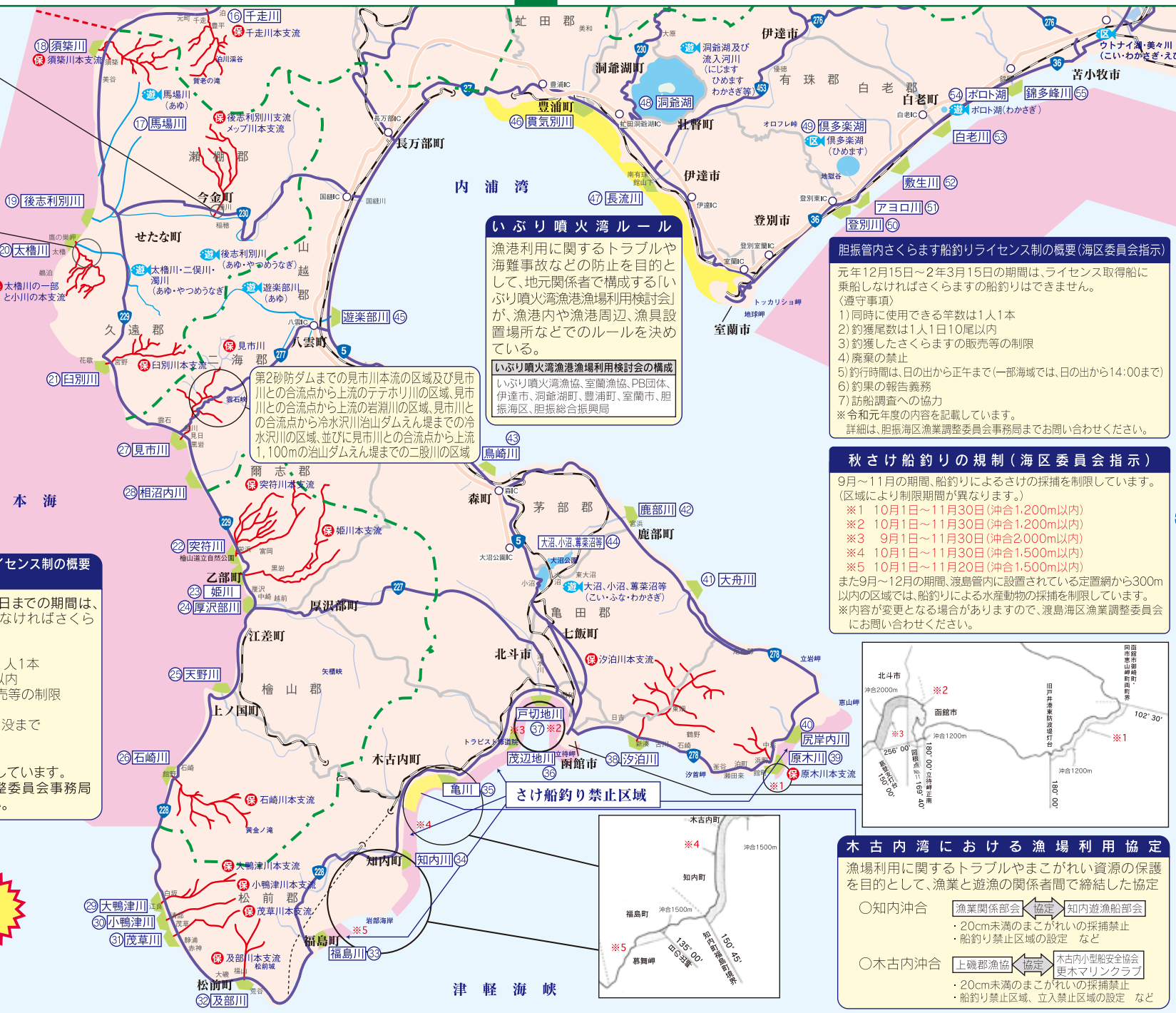
2年1月10日から2年5月21日までの期間は、ライセンス取得船に乗船しなければさくらますの船釣りはできません。

(遵守事項)

- 1) 同時に使用できる竿数は1人1本
- 2) 釣獲尾数は1人1日10尾以内
- 3) 釣獲したさくらますの販売等の制限
- 4) 放流・廃棄の禁止
- 5) 釣行時間は、日の出から日没まで
- 6) 釣果の報告義務
- 7) 訪船調査への協力

※令和元年度の内容を記載しています。
詳細は、榎山海区漁業調整委員会事務局までお問い合わせください。

クロマグロの資源管理にご協力をお願いします。
詳しくは13ページをご覧ください。



いぶり噴火湾ルール

漁港利用に関するトラブルや海難事故などの防止を目的として、地元関係者で構成する「いぶり噴火湾漁港漁場利用検討会」が、漁港内や漁港周辺、漁具設置場所などのルールを決めている。

いぶり噴火湾漁港漁場利用検討会の構成
いぶり噴火湾漁協、室蘭漁協、PB団体、伊達市、河童湖町、豊浦町、室蘭市、胆振海区、胆振総合振興局

胆振管内さくらます船釣りライセンス制の概要(海区委員会指示)

元年12月15日～2年3月15日の期間は、ライセンス取得船に乗船しなければさくらますの船釣りはできません。

(遵守事項)

- 1) 同時に使用できる竿数は1人1本
- 2) 釣獲尾数は1人1日10尾以内
- 3) 釣獲したさくらますの販売等の制限
- 4) 廃棄の禁止
- 5) 釣行時間は、日の出から正午まで(一部海域では、日の出から14:00まで)
- 6) 釣果の報告義務
- 7) 訪船調査への協力

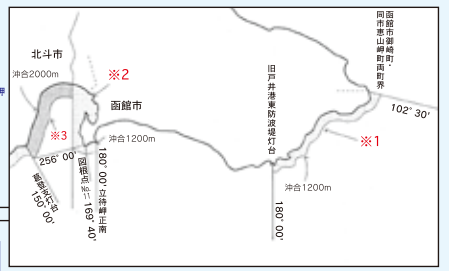
※令和元年度の内容を記載しています。
詳細は、胆振海区漁業調整委員会事務局までお問い合わせください。

秋さけ船釣りの規制(海区委員会指示)

9月～11月の期間、船釣りによるさけの採捕を制限しています。(区域により制限期間が異なります。)

- ※1 10月1日～11月30日(沖合1,200m以内)
- ※2 10月1日～11月30日(沖合1,200m以内)
- ※3 9月1日～11月30日(沖合2,000m以内)
- ※4 10月1日～11月30日(沖合1,500m以内)
- ※5 10月1日～11月20日(沖合1,500m以内)

また9月～12月の期間、渡島管内に設置されている定置網から300m以内の区域では、船釣りによる水産動物の採捕を制限しています。
※内容が変更となる場合がありますので、渡島海区漁業調整委員会にお問い合わせください。



さけ船釣り禁止区域

※1 100m以内
※2 100m以内
※3 100m以内
※4 100m以内
※5 100m以内

木古内湾における漁場利用協定

漁場利用に関するトラブルやまごがれい資源の保護を目的として、漁業と遊漁の関係者間で締結した協定

- 知内沖合
 - 漁業関係部会 ← 協定 → 知内遊漁船部会
 - ・20cm未満のまごがれいの採捕禁止
 - ・船釣り禁止区域の設定 など
- 木古内沖合
 - 土蔵郡漁協 ← 協定 → 木古内小型船安全協会 奥木マリンクラブ
 - ・20cm未満のまごがれいの採捕禁止
 - ・船釣り禁止区域、立入禁止区域の設定 など